

第六條 本規約は昭和六年三月八日より其の効力を発生す

以上

東京工労組合支部準則

第一章 總則

第一條 本支部は東京工労組合××支部と称す

第二條 本支部は本部統制の下に勞働條件の合理的維持改善並に相互扶助を目的とす

第三條 本支部は主として(工場、製作所、會社)従業員を以て組織し本部を××に置く

第四條 本規約は幹事會の決議を以て本部の承認を経るに非れば変更するを得ず

第二章 機關及役員

第九條 本支部に左の機關を置く

- (一) 總會
- (二) 幹事會
- (三) 理事會

第十條 總會は本支部の最高決議機關にして支部を以て組織し幹事會の決議又は支部員二分の一以上必要と認めたる場合開催するものとす

第十一條 幹事會は幹事及理事を以て組織し總會に代ふ決議機關とし理事會之を召集す

第十二條 理事會は理事を以て組織し本支部の執行機關とし支部長之を召集す

第十三條 本支部に左の役員を置く

- (一) 支部長 一名
- (二) 副支部長 二名
- (三) 理事 若干名
- (四) 幹事 若干名
- (五) 會計 若干名
- (六) 部員 若干名

第十四條 支部長及副支部長は幹事會の互選に依り支部長は支部を統轄代表し副支部長は支部長を補佐し必要に應じ支部長を代理す